## 令和元年小野町議会5月第1回会議

### 議事日程(第1号)

令和元年5月21日(火曜日)午後3時20分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議会運営委員長報告

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 報告第 1号 小野町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告について

日程第 5 報告第 2号 小野町税特別措置条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

日程第 6 議員提出議案第 4号 議員派遣について

〔上程、説明、質疑、討論、採決〕

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番 渡 邊 直 忠 君 2番 会 田 明 生 君 3番 竹 Ш 里 志 君 4番 像 芳 男 君 宗 5番 弘 君 6番 作 君 田 村 文 籠 良 田 7番 君 8番 水 野 正 廣 遠 藤 英 信 君

9番 久 野 峻 君 10番 佐 · 登 君

11番 吉 田 康 市 君 12番 村 上 昭 正 君

欠席議員(なし)

\_\_\_\_\_

# 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 大和田 昭 君 副 町 長 阿 部 京 一 君

教 育 長 西 牧 裕 司 君 総 務 課 長 石 井 一 一 君

税務課長吉田徳一君

\_\_\_\_\_\_

#### 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 吉 田 浩 祥 次 長 二 瓶 淳

書 記吉田靖章 書 記根本理恵

# 開議 午後 3時20分

#### ◎開議の宣告

○議長(村上昭正君) ただいまから、令和元年小野町議会5月第1回会議を開きます。

なお、会議規則第9条第2項の規定により、開議時刻を繰り上げ、ただいまから会議を開きます。 ただいま出席している議員は12名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。

\_\_\_\_\_\_

#### ◎議事日程の報告

○議長(村上昭正君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

\_\_\_\_\_

### ◎会議録署名議員の指名

○議長(村上昭正君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第125条の規定により、議長において、

3番 竹 川 里 志 議員

4番 宗 像 芳 男 議員

を指名いたします。

\_\_\_\_\_\_

## ◎議会運営委員長報告

○議長(村上昭正君) 日程第2、5月第1回会議の日程等について議会運営委員長の報告を求めます。
議会運営委員長。

4番、宗像芳男議会運営委員長。

〔議会運営委員会委員長 宗像芳男君登壇〕

〇議会運営委員会委員長(宗像芳男君) 本日、午後2時30分より開催した議会運営委員会の結果について報告 いたします。

令和元年小野町議会5月第1回会議の会議日程については、本日1日限りとすることに決定いたしました。 また、議案の採決方法については、簡易採決により行うことといたしました。

以上をもって報告といたします。

○議長(村上昭正君) ただいまの議会運営委員長の報告に対し質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇議長(村上昭正君) 質疑なしと認めます。

したがって、議会運営委員長報告のとおり、5月第1回会議の日程は本日1日限りといたします。 また、議案の採決方法については、簡易採決により行うことといたします。

会議日程については、お手元に配付のとおりであります。

\_\_\_\_\_

## ◎諸般の報告

○議長(村上昭正君) 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定に基づき出席を求めましたのは、町長、教育委員会教育長であり、その委任を受けました者の名簿は、お手元に配付のとおりであります。

\_\_\_\_\_

### ◎報告第1号~報告第2号の報告

○議長(村上昭正君) 日程第4、報告第1号 小野町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告についてから日程第5、報告第2号 小野町税特別措置条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についてまでの2件を、朗読を省略し、町長の報告を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

〇町長(大和田 昭君) 報告第1号 小野町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告についてでありますが、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、その一部が同年4月1日から施行されることに伴い、同日から施行が必要な部分について小野町税条例の所要の改正を行ったものです。

主な改正内容としては3点ありまして、まず1つ目として、住宅ローン控除の拡充に伴う措置で、町民税に対する控除期間が、平成43年度から平成45年度まで延長する規定の改正。2つ目として、軽自動車税のグリーン化特例措置について、重課を平成31年度に限ったものとし、平成29年度分の軽課規定を削除する改正。3つ目として、資本金1億円を超える法人の電子申告義務化の創設に伴い、災害、その他の理由により提出が困難な場合の措置を規定する改正であります。その他、地方税法等の改正による条項のずれの整備等、必要な規定の改正を行ったものであります。

次に、報告第2号 小野町税特別措置条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についてでありますが、 地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が平成31年3月30日 に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、同日から施行が必要な部分について、小野町税特別措 置条例の所要の改正を行ったものです。

改正内容としましては、固定資産税の課税免除または不均一課税に伴う減収補塡措置が行われる場合を定め

た条例の課税免除適用期限を2年間延長し、平成33年3月31日までとする改正であります。

以上、各条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により平成31年3月31日専決処分を行いましたので、同条2項の規定に基づきご報告申し上げます。

\_\_\_\_\_

### ◎議員提出議案第4号の上程、説明

**〇議長(村上昭正君)** 日程第6、議員提出議案第4号 議員派遣についてを議題といたします。

本案は、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第4号 議員派遣について、4番、宗像芳男議員の説明を求めます。

4番、宗像芳男議員。

〔4番 宗像芳男君登壇〕

**〇4番(宗像芳男君)** 議員提出議案第4号 議員派遣について、小野町議会会議規則第14条の規定により、下 記のとおり提出する。

令和元年5月21日提出。

提出者、宗像芳男、賛成者、籠田良作、同じく久野峻、同じく田村弘文、同じく竹川里志、同じく会田明生 の各議員であります。

提案理由。

地方自治法第100条第13項及び小野町議会会議規則第127条第1項の規定に基づき、議員を派遣するため提出する。

以上であります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

## ◎議員提出議案第4号の質疑

○議長(村上昭正君) 議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第4号 議員派遣について質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇議長(村上昭正君) 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

\_\_\_\_\_

## ◎議員提出議案第4号の討論

O議長(村上昭正君) 続いて、討論を行います。

議員提出議案第4号を討論に付します。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(村上昭正君) 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

## ◎議員提出議案第4号の採決

○議長(村上昭正君) 次に、議案の採決を行います。

議員提出議案第4号 議員派遣についてお諮りいたします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

O議長(村上昭正君) ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第4号については、原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_

### ◎散会の宣告

○議長(村上昭正君) 以上をもって、5月第1回会議の会議日程は全て終了いたしました。 本日の会議は、これをもって散会といたします。

散会 午後 3時30分